

一般廃棄物処理基本計画
(ごみ編概要版)

平成29年3月

山形村

目 次

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の位置づけ	2
第 3 節 計画対象区域	3
第 4 節 計画目標年次	3

第 2 章 ごみ処理の現状及び課題

第 1 節 ごみ処理体制の現状	4
第 2 節 ごみ排出状況	7
第 3 節 ごみの減量化・排出抑制・再生利用の状況	13
第 4 節 処理・処分状況	14
第 5 節 課題の抽出・整理	15

第 3 章 ごみ処理行政の動向

第 1 節 国の動向	17
第 2 節 県の動向	18

第 4 章 ごみ処理基本計画の基本方針の策定

第 1 節 ごみ処理に係る理念	19
第 2 節 目標値の設定	20

第 5 章 ごみ排出量の見込み

第 6 章 ごみ処理基本計画

第 1 節 排出抑制・分別収集計画	23
第 2 節 収集運搬計画	25
第 3 節 中間処理計画	25
第 4 節 最終処分計画	26
第 5 節 その他関連方策	27

第 7 章 方策を講じた場合のごみ排出量の推移

28

第1章 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

第1節 計画の目的

1. ごみ処理基本計画

本村では、平成25年4月に「第5次山形村総合計画 めぐみの大地と人が響きあう笑顔あふれる山形村」が策定され、魅力あふれる自立した山形村を目指しており、平成28年3月には、「第三次山形村環境基本計画 平成28年度～平成32年度」を策定し、「ともに考え、守り、未来へつなごう 山形への環境とくらし」を将来の環境像に掲げて、住民が心豊かに暮らせる環境先進地となるまちづくりを進めています。

国においては、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R国際協力の推進を新たな政策の柱とした「第三次循環型社会形成推進基本計画」が平成25年5月に策定されています。また、長野県においても、平成28年4月に「長野県廃棄物処理基本計画（第4期）」を策定し、基本目標の「もったいないを大切に して ごみ減量日本一！ ～美しい信州を次世代へ～」を掲げて、長野県の美しく豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくために「もったいない」の気持ちを大切に、ごみの減量日本一を目指しています。

これまでは、自然界から大量の資源を取り出し、様々なものを大量に生産・消費し、その後、不用となったものを自然界へ大量に廃棄していく、いわゆる大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会により、大きな恩恵を受けてきました。しかし、このことは地球上の有限な資源を消費するとともに、自然の自浄能力や再生能力を超えた環境負荷を生み、地球温暖化や環境汚染等の地球環境問題を引き起こしています。今は、自らが生存する環境を守り、自然と共生した持続的な発展に向けて、廃棄物の排出抑制とともに、その有効利用や再利用の更なる取り組みが求められています。

そこで、本村では、ごみの適正な処理を更に進めるための新たな長期的な指標として「山形村ごみ処理基本計画」を策定し、計画に基づく施策を村・村民・事業者の三者が協働して推進することで、定住環境の更なる向上、新たな活力と交流を生み出す村づくりを目指すものとします。

第2節 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、一般廃棄物（ごみ・生活排水）の発生・排出抑制から資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分に至る廃棄物処理に関する全てを包括するものであり、将来にわたって一般廃棄物を計画的かつ適正に行うための根幹となるものとして重要な意義をもつものです。さらに、本計画は、一般廃棄物処理計画の主要な柱となる中・長期計画であり、施設整備計画や単年度ごとの実施計画を策定するための上位計画として位置づけられます。

本計画の上位計画としては、本村のマスタープランである「第5次山形村総合計画」、本村の環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した「第三次山形村環境基本計画」等があり、本計画の下位計画としては、施策等の内容を年単位で具体的に示すごみ及び生活排水処理実施計画があります。また、廃棄物処理については「長野県廃棄物処理計画（第4期）」、「長野県分別収集促進計画」等が関連計画として挙げられます。

これらの上位計画等以外に、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法等の関係法令等があり、これらの法令等に則した計画とする必要があります。

本計画は、将来にわたり本村の一般廃棄物を適正に処理するためのあるべき姿となるため、上位計画や関連計画等との整合性を図りながら策定します。

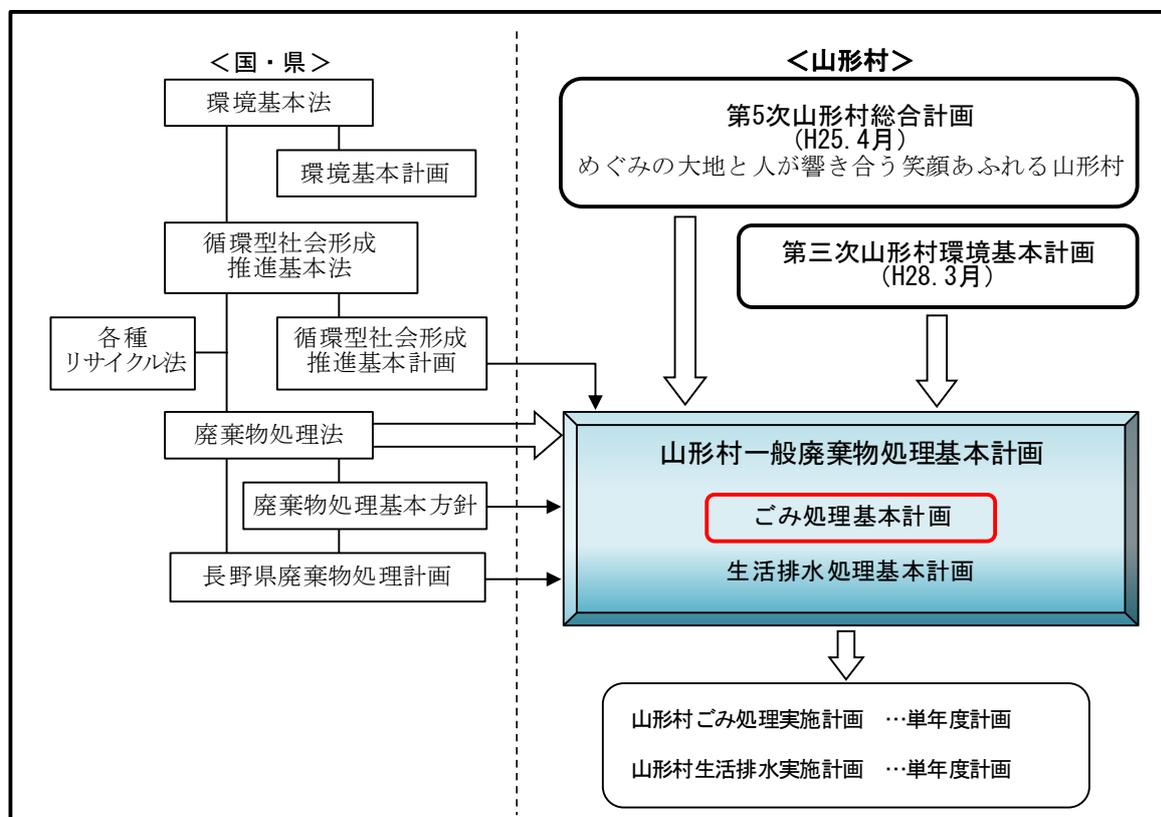


図1-2-1 計画の位置づけ

第3節 計画対象区域

計画対象区域は、村全域とします。

第4節 計画目標年次

本計画は、長期的かつ総合的観点に立った計画とすることから、計画期間は、平成 29 年度 (2017 年度) を初年度として 10 年先の平成 38 年度 (2026 年度) とします。

また、社会状況の変化に対応するため、検証を行う中間目標年次を、5 年先の平成 33 年度 (2021 年度) とし、継続的に計画の点検、見直し、評価を行います。なお、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも必要に応じ見直しを行います。

計画目標年次 平成 38 年度 (2026 年度)

表1-4-1 計画目標年次

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
内容・計画期間	計画策定年度	← 計画期間 (10年) →									
		計画初年度					▲ 中間目標年次	評価・見直し			
本村関係計画	第5次山形村総合計画 (基本構想)										
	H25~H34 (10年計画)										
	第5次山形村総合計画 (基本計画)										
	前期	H30~H34 (後期)									
	第三次山形村環境基本計画										
	H28~H32 (5年計画)										

第2章 ごみ処理の現状及び課題

第1節 ごみ処理体制の現状

1. ごみ処理体系

本村におけるごみ処理フローを図2-1-1に示します。家庭系ごみは、可燃ごみ（生ごみ、廃プラスチック類）、破碎ごみ、埋立ごみ（ガラス・陶磁器類、家庭灰等）、資源物（容器包装プラスチック（白色トレイ含む）、金物類、ペットボトル、紙類、ガラス瓶、乾電池、蛍光灯、布類、小型家電）、粗大ごみの5分別14種類です。

粗大ごみを除く家庭系ごみは、委託業者によるステーション収集を行っています。粗大ごみについては、松塩地区広域施設組合の松本クリーンセンターのリサイクルプラザまたは処理業者に直接搬入するとしています。

事業系ごみは、自己処理が原則ですが、可燃ごみ、破碎ごみ、可燃性粗大ごみは、許可業者により収集され、松本クリーンセンターに搬入しています。

可燃ごみは、松本クリーンセンターの可燃ごみ処理施設で焼却処理しています。発生する焼却灰、飛灰処理物は県外搬出しており、焼却灰は資源化、飛灰処理物は処分と一部資源化を行っています。

破碎ごみ、粗大ごみは、松塩地区広域施設組合のリサイクルプラザで破碎・選別処理され、選別有価物（鉄類、アルミ）を資源化した後、選別可燃物は可燃ごみ処理施設で焼却処理、選別不燃物は県外に排出しています。

資源ごみのうち、容器包装プラスチックは、松本クリーンセンターの容器包装プラスチックリサイクル施設で手選別を行って不適物を取り除き、圧縮梱包処理して資源化業者へ搬出しています。

その他の資源ごみは民間業者の資源化施設に搬出しています。

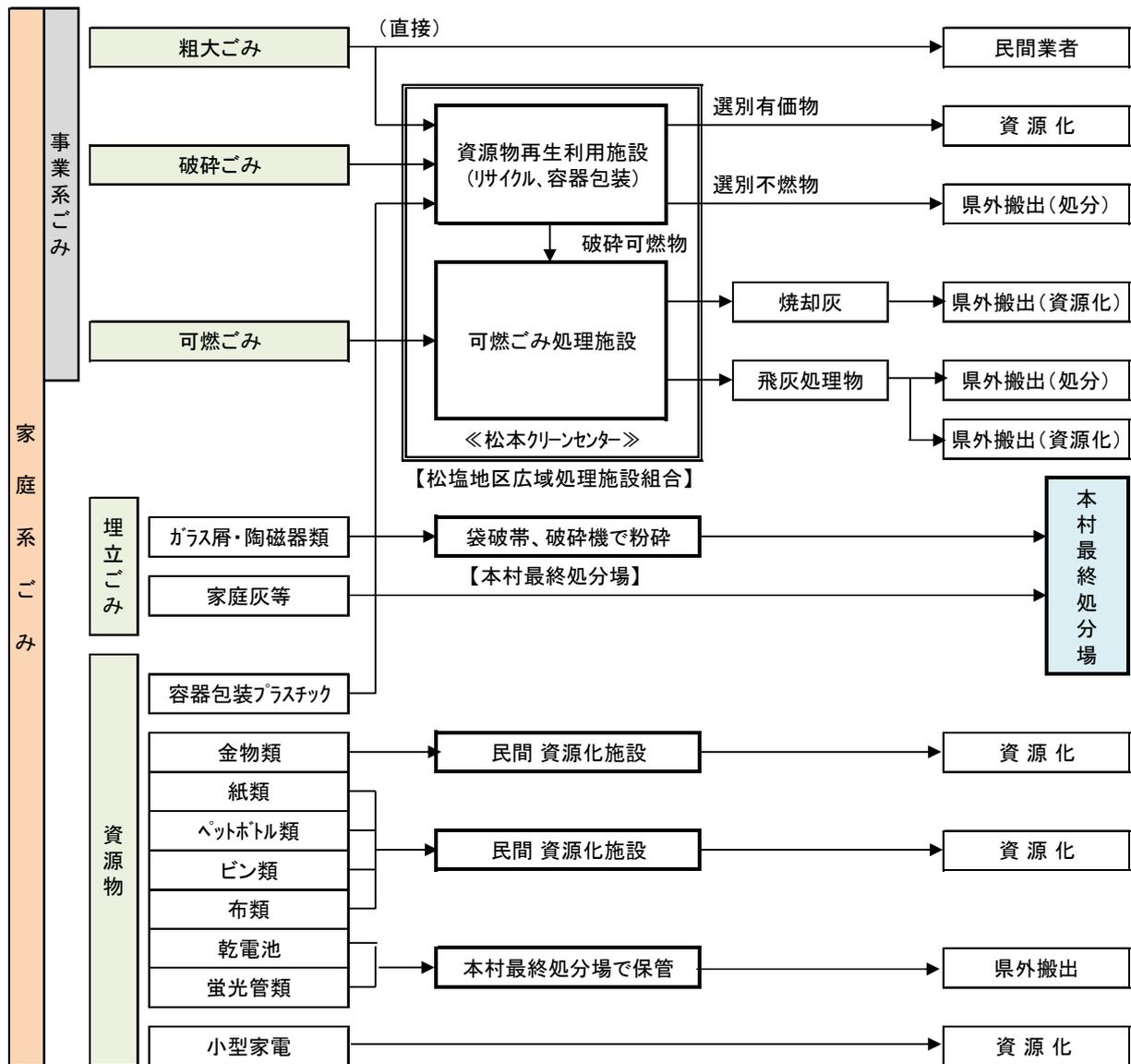


図2-1-1 現況のごみ処理フロー (平成28年度)

2. ごみ分別区分

平成 28 年度現在の分別区分は、可燃ごみ（生ごみ）、資源物（金物類、ペットボトル、紙類、ガラスびん、乾電池、蛍光灯等、布類）、破碎ごみ、埋立ごみ（ガラス・陶磁器類、家庭灰等）、粗大ごみの 5 分別 14 種類です。平成 24 年 4 月に、布類と埋立ごみとしていた蛍光灯・電球を資源物として追加しています。

また、本村で処理できないごみは、家電リサイクル法対象製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）、パソコン、バッテリー、消火器、薬品、農薬等など、法律に基づいてリサイクルが義務付けされているもの及び産業廃棄物となります。

表2-1-1 分別区分の概要（平成 28 年度現在）

区分	種類	ごみ袋	収集日	収集頻度	備考	
可燃ごみ(生ごみ)	台所ごみ、紙くず、木くず、木製家具類、	指定袋 (赤文字)	毎週 月・水・金曜日	週3回	木や板材は約50cm×50cmの束	
資源物	容器包装プラスチック (白色トレイを含む)	 プラスチック製容器包装識別表示マーク、リサイクルマークがついている白色トレイ	指定袋 (黄文字)	毎月 第2・4金曜日	月2回	汚れているものはきれいに洗ってから、水を切ってから出す。
	金物	包丁、缶類、ガストープ、カセットボンベ、自転車等	指定袋 (緑文字)	毎月 第1土曜日	月1回	袋に入らない大きさのものは荷札に記名をし、取り付けて出す。
	ペットボトル	 リサイクルマークがついているペットボトル	指定袋 (黄文字)	毎月 第2土曜日	月1回	ラベル、キャップは容器包装プラスチックとして出す。
	紙類	新聞紙・段ボール・紙バック・雑誌・厚紙等	-	毎月 第3土曜日	月1回	-
	ガラスびん	無色透明びん、茶色びん、その他色びん	指定袋 (緑文字)	毎月 第3火曜日	月1回	-
	乾電池	乾電池	レジ袋	4・8・12月 第2木曜日	年3回	レジ袋を使ってステーション回収
	蛍光管等	蛍光管・電球・水銀温度計・体温計	-	7・11・3月 第2木曜日	年3回	割れていない場合→購入時の箱に入れ、ステーションへ 割れている場合→体温計等と一緒に袋に入れる
	布類	ポロシャツ・ワイシャツ・ブラウス・Tシャツ・肌着・ワンピース・スカート・シーツ・枕カバー・布団カバー・パジャマ・ゆかた・ジーパン・毛布・バスタオル・手ぬぐい・カーテン・(レース、ビニール製は除く)・カーディガン・セーター	指定ごみ袋以外の 80cm×90cm以内の透明な袋	毎月 第4土曜日	月1回	記名なし。
	小型家電	加湿器・カセットデッキ・換気扇・コーヒーマーカー・CDプレーヤー・シェーバー等	-	年5回		各地区の公民館等に設置の小型家電回収ボックスや役所駐車場で行う回収日に出す。
破碎ごみ	剃刀、カッターナイフ、ライター等	指定袋 (緑文字)	毎月 第3木曜日	月1回	指定ごみ袋に入らない場合は荷札に名前を記入。	
埋立ごみ	ガラス屑・陶磁器等	陶磁器、土鍋、土瓶、(瀬戸のもの)、ハンコ(ガラス、石製のもの)、マグネット等	指定袋 (緑文字)	毎月 第1木曜日	月1回	ガラスびんは入れない
	家庭灰等	灰、使い捨てカイロ、ペット等の尿砂	指定袋 (緑文字)	毎月 第4木曜日	月1回	-
粗大ごみ(有料)	種類	処理方法				
	スチール家具、大型ステレオ、大型家具、スプリングなしマットレス、ミシン等	松本クリーンセンターに直接搬入または処理業者に依頼				
	家電4品目 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン	買替時販売店引き取り(処理料) 処理業者依頼(処理料+収集運搬料)				

3. ごみ処理の有料化とごみ処理経費

本村では、平成 18 年度からごみ処理の有料化を実施しており、ごみは指定ごみ袋で排出することが原則となっています。

また、平成 27 年度の 1 人あたりの処理費は 8,773 円、1t あたりの処理費は、29,761 円となっています。

第2節 ごみ排出状況

1. ごみ種類別排出量

本村の過去5年間のごみ種類別排出量を表2-2-1、ごみ排出量の推移を図2-2-1、ごみ形態別排出量の推移を図2-2-2、ごみの種類別排出量の推移を図2-2-3、家庭系ごみ種類別排出量の推移を図2-2-4、事業系ごみ種類別排出量の推移を図2-2-5、可燃ごみ排出量の推移を図2-2-6に示します。ごみ排出量は、継続して減少しており、平成27年度は平成23年度に比べ110.69t（約4%）減少しています。

排出形態別では、家庭系ごみは継続して減少しており、平成27年度は平成23年度に比べ176.94t（約10%）減少しているのに対し、事業系ごみは店舗の開店、閉店に伴い増減を繰り返し、平成27年度は平成23年度に比べ66.25t（約7%）増加しています。

ごみの種類別排出量は、可燃ごみが増加傾向にあり、平成27年度は平成23年度に比べ70.75t（約3%）増加しています。他の破碎ごみ、粗大ごみ、資源物、埋立ごみは、減少しています。

家庭系ごみ種類別排出量は資源物が減少しており、平成27年度は平成23年度に比べ189.36t（約45%）減少しています。

事業系ごみ種類別排出量は家庭系ごみが平成27年度は平成23年度に比べ59.37t（約6%）増加しています。

家庭系可燃ごみ排出量はほぼ横ばいで推移しており、家庭系可燃ごみ排出量が平成27年度は平成23年度に比べ11.37t（約1%）増加しています。

平成27年度のごみの種類別の排出量割合を表2-2-2に示します。可燃ごみが全体の88.6%を占め、次いで資源物の8.47%、埋立ごみ1.67%、粗大ごみ0.96%、破碎ごみ0.26%となっています。

表2-2-1 ごみ種類別排出量

区 分		単位	実 績				
			H23	H24	H25	H26	H27
収集ごみ	家庭系(委託)						
	可燃ごみ	(t)	1,213.55	1,230.69	1,192.71	1,216.11	1,219.00
	破碎ごみ	(t)	11.31	10.38	9.24	5.78	4.65
	埋立ごみ	(t)	48.41	50.26	46.03	45.22	43.09
	資源物	(t)	398.73	429.99	335.56	261.58	218.37
	容器包装プラスチック	(t)	28.71	27.64	28.00	27.44	26.54
	金物類	(t)	35.88	35.86	33.96	27.35	29.16
	ペットボトル	(t)	5.30	5.33	4.71	4.43	4.27
	紙類	(t)	282.68	304.00	213.48	148.08	106.19
	ガラスびん	(t)	43.62	44.12	42.25	43.87	43.23
	乾電池・蛍光灯等※1)	(t)	2.54	2.54	1.83	1.83	2.09
	布類	(t)	0.00	10.50	11.33	8.58	6.89
合計	(t)	1,672.00	1,721.32	1,583.54	1,528.69	1,485.11	
直接搬入ごみ	事業系						
	事業系(許可)	(t)	955.42	866.04	1,019.63	1,023.08	936.84
	可燃ごみ	(t)	954.95	854.63	1,004.65	1,021.47	936.84
	粗大ごみ	(t)	0.47	11.41	14.98	1.61	0.00
	事業系(役所)	(t)	5.26	3.61	2.97	15.34	90.09
	可燃ごみ	(t)	5.26	2.50	2.97	6.16	82.74
	粗大ごみ	(t)	0.00	1.11	0.00	9.18	7.35
	産廃・木くず	(t)	0.00	0.15	0.00	0.00	0.00
	計	(t)	960.68	869.80	1,022.60	1,038.42	1,026.93
	家庭系	(t)	56.26	60.00	74.38	62.77	66.21
	可燃ごみ	(t)	40.90	36.19	41.76	41.22	46.82
	破碎ごみ	(t)	1.74	2.81	2.13	1.82	1.94
	粗大ごみ	(t)	13.62	21.00	30.49	19.73	17.45
	小計						
	可燃ごみ	(t)	1,001.11	893.47	1,049.38	1,068.85	1,066.40
	破碎ごみ	(t)	1.74	2.81	2.13	1.82	1.94
粗大ごみ	(t)	14.09	33.52	45.47	30.52	24.80	
合計	(t)	1,016.94	929.80	1,096.98	1,101.19	1,093.14	
合計	家庭系ごみ	(t)	1,728.26	1,781.32	1,657.92	1,591.46	1,551.32
	家庭系ごみ原単位	(g/人・日)	535.44	553.26	515.75	496.83	484.63
	家庭系ごみ(資源物を除く)	(t)	1,329.53	1,351.33	1,322.36	1,329.88	1,332.95
	家庭系ごみ(資源物を除く)原単位	(g/人・日)	411.91	419.71	411.37	415.17	416.41
	事業系ごみ	(t)	960.68	869.80	1,022.60	1,038.42	1,026.93
事業系ごみ原単位	(t/日)	2.62	2.38	2.80	2.84	2.81	
合計	可燃ごみ	(t)	2,214.66	2,124.16	2,242.09	2,284.96	2,285.40
	破碎ごみ	(t)	13.05	13.19	11.37	7.60	6.59
	粗大ごみ	(t)	14.09	33.52	45.47	30.52	24.80
	資源物	(t)	398.73	429.99	335.56	261.58	218.37
	埋立ごみ	(t)	48.41	50.26	46.03	45.22	43.09
ごみ排出量	(t)	2,688.94	2,651.12	2,680.52	2,629.88	2,578.25	
1人1日当たりごみ排出量	(g/人・日)	833.07	823.41	833.87	821.01	805.44	
あずさ汚泥※2)	(t)	25.10	25.42	24.65	25.21	20.94	
総計	(t)	2,714.04	2,676.54	2,705.17	2,655.09	2,599.19	

※1) 2年毎(平成24年度、平成26年度、平成28年度)の排出量を均等案分

※2) あずさ汚泥は、あずさセンターから排出する汚泥のため、ごみ排出量からは除く

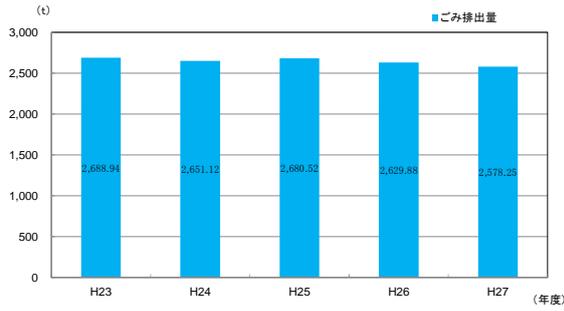


図 2-2-1 ごみ排出量の推移

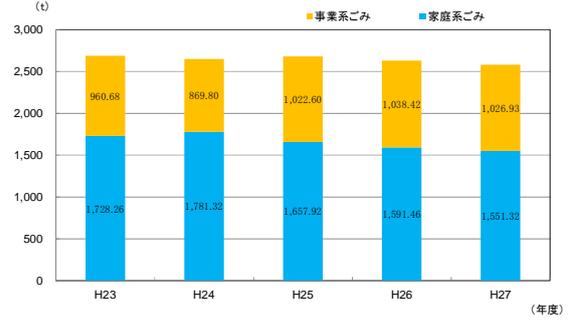


図 2-2-2 ごみ形態別排出量の推移

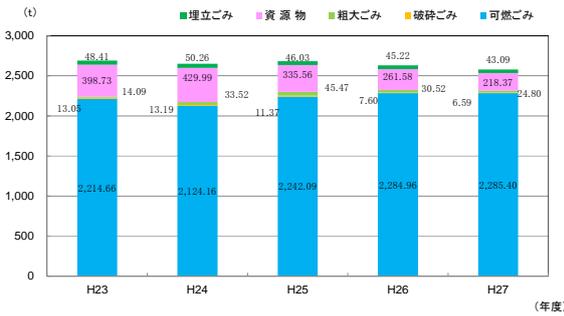


図 2-2-3 ごみ種類別排出量の推移

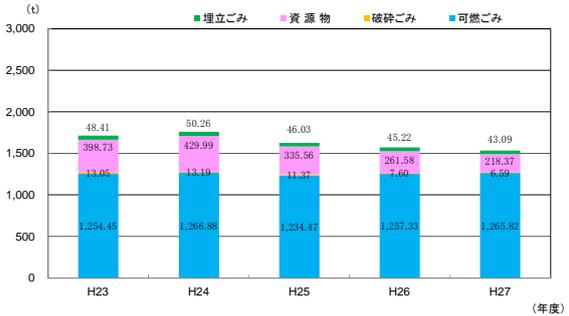


図 2-2-4 家庭系ごみ種類別排出量の推移

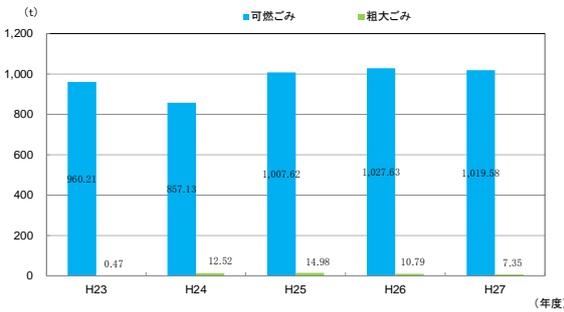


図 2-2-5 事業系ごみ種類別排出量の推移

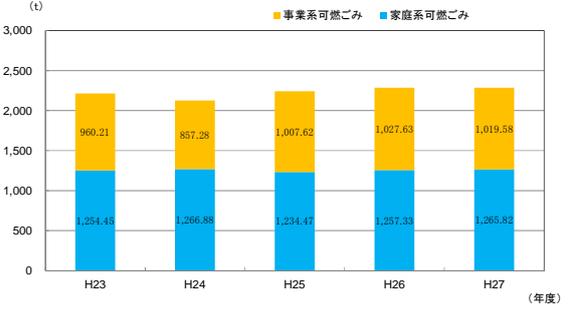


図 2-2-6 可燃ごみ排出量の推移

表2-2-2 ごみ種類別の排出量割合

区分	H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度		
	排出量 (t/年)	排出量割合 (%)									
合計	可燃ごみ	2,214.66	82.36	2,124.16	80.12	2,242.09	83.64	2,284.96	86.88	2,285.40	88.64
	破碎ごみ	13.05	0.49	13.19	0.50	11.37	0.42	7.60	0.29	6.59	0.26
	粗大ごみ	14.09	0.52	33.52	1.26	45.47	1.70	30.52	1.16	24.80	0.96
	資源物	398.73	14.83	429.99	16.22	335.56	12.52	261.58	9.95	218.37	8.47
	埋立ごみ	48.41	1.80	50.26	1.90	46.03	1.72	45.22	1.72	43.09	1.67
ごみ排出量	2,688.94	100.00	2,651.12	100.00	2,680.52	100.00	2,629.88	100.00	2,578.25	100.00	

2. 資源化量

本村の過去5年間の資源化量と資源化率の推移を表2-2-3、資源物量の推移を図2-2-7、中間処理量の推移を図2-2-8、資源物量と中間処理量の推移を図2-2-9に示します。本村では、資源物（容器包装プラスチック、金物類、ペットボトル、紙類、ガラスびん、乾電池・蛍光灯類、布類）の分別収集を実施しています。

可燃ごみは、松本クリーンセンターの可燃ごみ処理施設に搬入され、そこで発生する焼却灰は、セメント利用しています。

容器包装プラスチックは、松本市クリーンセンターの容器包装プラスチックリサイクル施設に搬入しています。その他の資源物は民間業者の資源化施設において選別・圧縮等処理を行った後、資源化しています。

平成27年度の資源化率は、近年の紙媒体利用の減少による紙類の量の減少や平成26年度から民間事業者による資源物の回収が開始されたことに伴い16.5%となっています。

表2-2-3 資源物量と資源化率の推移

区 分	単位	実 績(年度)				
		H23	H24	H25	H26	H27
収集ごみ						
資源物	(t/年)	398.73	429.99	335.56	261.58	218.37
容器包装プラスチック	(t/年)	28.71	27.64	28.00	27.44	26.54
金物類	(t/年)	35.88	35.86	33.96	27.35	29.16
アルミ	(t/年)	2.68	2.86	2.75	2.25	2.18
その他	(t/年)	33.20	33.00	31.21	25.10	26.98
ペットボトル	(t/年)	5.30	5.33	4.71	4.43	4.27
紙類	(t/年)	282.68	304.00	213.48	148.08	106.19
新聞	(t/年)	122.24	140.45	88.60	56.32	39.65
雑誌	(t/年)	122.06	130.12	97.97	73.91	53.99
段ボール	(t/年)	38.38	33.43	26.91	17.85	12.55
ガラスびん	(t/年)	43.62	44.12	42.25	43.87	43.23
ビン 白	(t/年)	17.76	17.63	17.52	17.53	17.40
ビン 茶	(t/年)	14.97	15.24	13.81	15.04	14.92
ビン その他	(t/年)	10.89	11.25	10.92	11.30	10.91
乾電池・蛍光管等	(t/年)	2.54	2.54	1.83	1.83	2.09
布類	(t/年)	0.00	10.50	11.33	8.58	6.89
ごみ排出量	(t/年)	2,688.94	2,651.12	2,680.52	2,629.88	2,578.25
資源化率① ※1)	(%)	14.83	16.22	12.52	9.95	8.47
中間処理		217.36	225.26	237.05	241.60	234.67
可燃ごみ処理施設		217.36	195.15	205.39	213.21	207.58
焼却灰	(t/年)	209.00	187.37	196.35	204.77	198.49
飛灰処理物(資源化)	(t/年)	8.36	7.78	9.04	8.44	9.09
リサイクルプラザ		—	3.84	5.03	2.26	1.83
鉄	(t/年)	—	3.50	4.64	2.13	1.73
アルミ	(t/年)	—	0.34	0.39	0.13	0.10
容器包装プラスチックリサイクル施設		—	26.27	26.63	26.13	25.26
処理量	(t/年)	—	26.27	26.63	26.13	25.26
資源化量	(t/年)	—	627.61	544.61	475.74	426.50
資源化率② ※2)	(%)	—	23.67	20.32	18.09	16.54

※1) 資源化率①: 収集ごみ量から算出した資源化率

算出式=資源物÷ごみ排出量×100

※2) 資源化率②: 収集ごみ量と中間処理量から算出した資源化率

算出式=(資源物(容器包装を除く)+中間処理量により発生する資源物(実績値及び山形村ごみ量換算))÷ごみ排出量×100

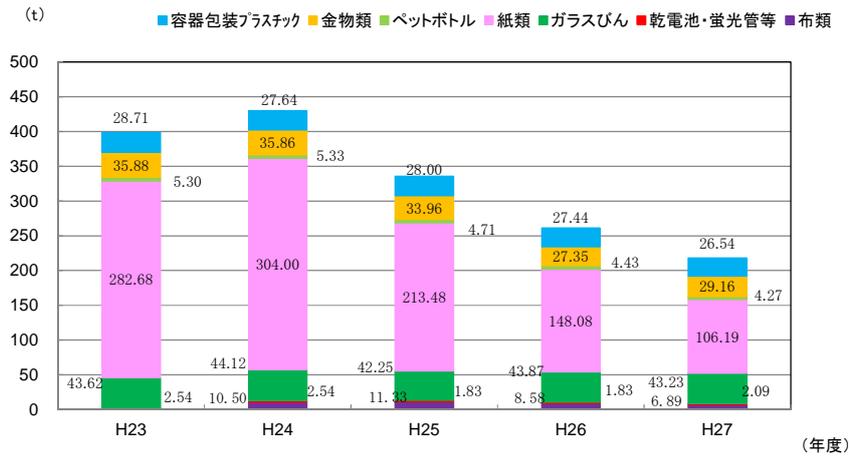


図 2-2-7 資源物量（収集ごみ）の推移

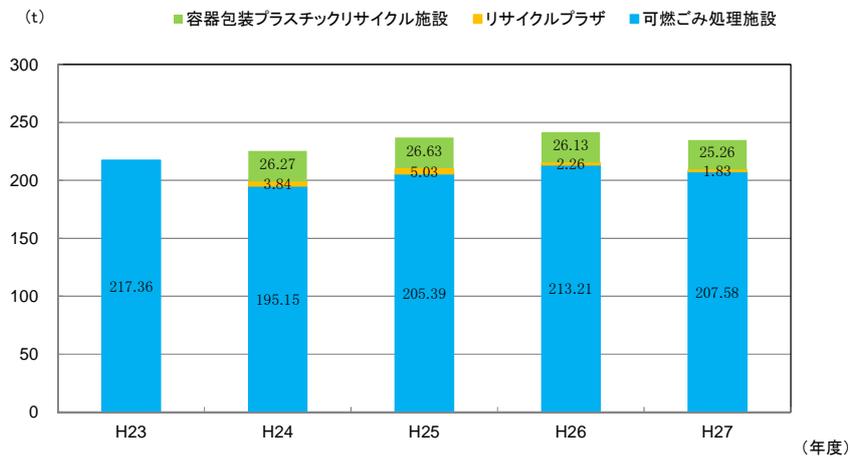


図 2-2-8 中間処理量の推移

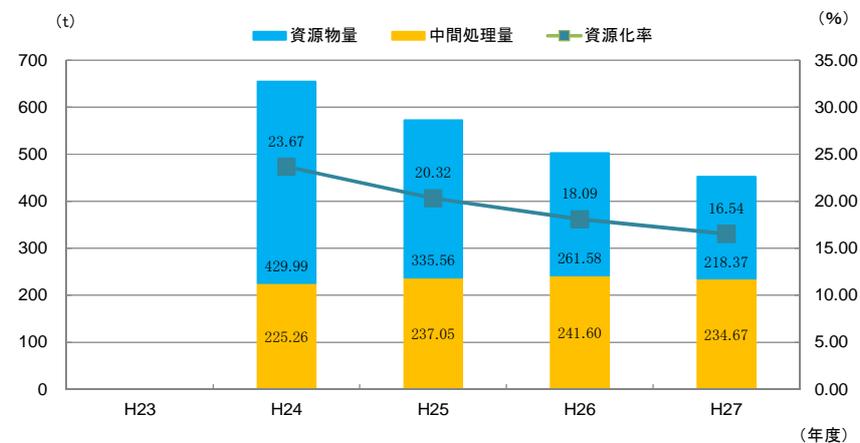


図 2-2-9 資源物量と中間処理量の推移

3. 1人1日当たりごみ排出量

本村の1人1日当たりごみ排出量を表2-2-4、1人1日当たりのごみ排出量の推移を図2-2-10に示します。1人1日当たりごみ排出量は、継続して減少しており、平成26年度で、全国平均より126g、長野県平均より17g少なくなっています。

ごみ排出形態別にみると、家庭系ごみ1人1日当たりごみ排出量は減少傾向にあります。事業系ごみ1日当たり排出量は、平成25年度に前年度より増加し、以降変動していない状況です。

表2-2-4 1人1日当たりごみ排出量

区 分	単位	実 績				
		H23	H24	H25	H26	H27
行政区域内人口	(人)	8,819	8,821	8,807	8,776	8,746
家庭系ごみ	(t)	1,728.26	1,781.32	1,657.92	1,591.46	1,551.32
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	(g/人・日)	535.44	553.26	515.75	496.83	484.63
収集ごみ	(t)	1,672.00	1,721.32	1,583.54	1,528.69	1,485.11
直接搬入ごみ	(t)	56.26	60.00	74.38	62.77	66.21
家庭系ごみ(資源物を除く)	(t)	1,329.53	1,351.33	1,322.36	1,329.88	1,332.95
1人1日当たり家庭系ごみ(資源物を除く)排出量	(g/人・日)	411.91	419.71	411.37	415.17	416.41
事業系ごみ	(t)	960.68	869.80	1,022.60	1,038.42	1,026.93
1日当たり事業系ごみ排出量	(t/日)	2.62	2.38	2.80	2.84	2.81
ごみ排出量	(t)	2,688.94	2,651.12	2,680.52	2,629.88	2,578.25
1人1日当たりごみ排出量	(g/人・日)	833.07	823.41	833.87	821.01	805.44
全国平均※1)	(g/人・日)	976.00	976.00	958.00	947.00	—
長野県平均※2)	(g/人・日)	867.00	862.00	847.00	838.00	—

※1) 環境省 日本の廃棄物処理、一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成26年度)について

※2) 長野県廃棄物処理計画(第4期)、長野県内の一般廃棄物排出量と処理状況

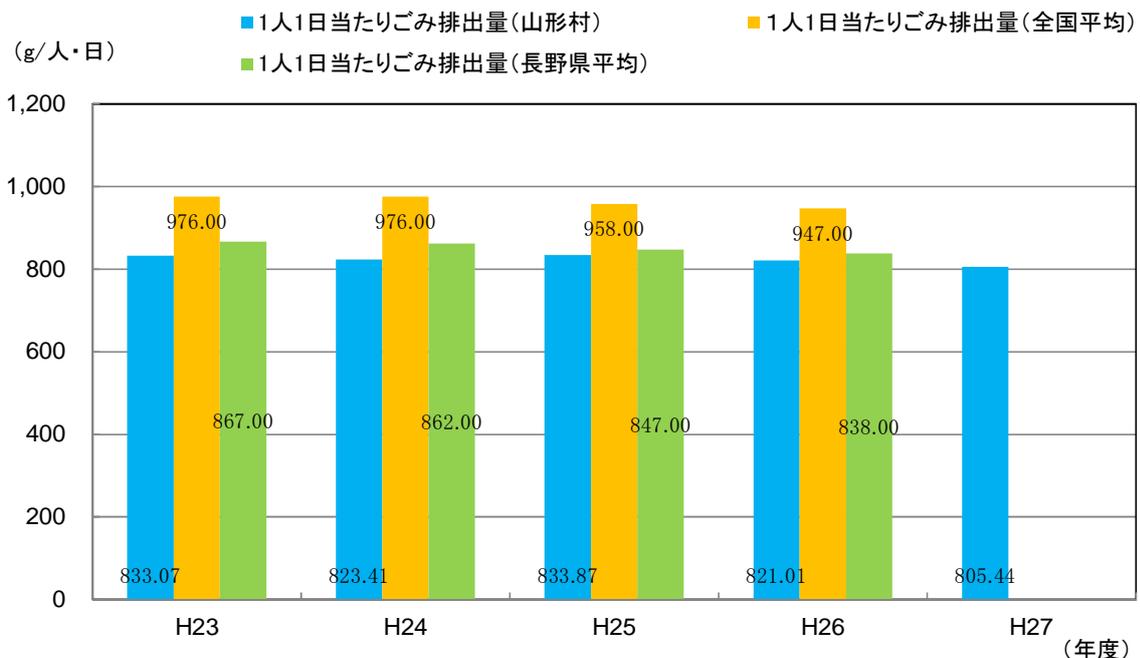


図2-2-10 1人1日当たりごみ排出量の推移

第3節 ごみの減量化・排出抑制・再生利用の状況

1. 生ごみ処理機（容器）・せん定枝粉碎機の助成制度

本村では、ごみの排出抑制、有効利用を図るため、平成4年度より生ごみ処理機（容器）、平成14年度からせん定枝粉碎機の購入助成を行っています。

平成23年度～平成27年度の過去5年間の生ごみ処理機（容器）助成台数は41台、せん定枝粉碎機助成台数は9台となっています。

2. その他ごみの減量化・資源化への取組

(1) 住民団体による集団資源回収

集団回収の実施状況については、本村学区域の小中学校が実施し、ごみの減量化・資源化に努めています。

また、ボランティア団体が不用食器の回収を実施しており、本村では、不用食器の運搬への協力を行っています。

(2) 事業者による資源回収

民間事業者による回収ボックスが平成26年4月から設置され、365日24時間小型家電、その他、古紙類、古着を回収しています。

平成27年度は、714.31tの資源物を回収しています。また、ショッピングセンター店頭においても、アルミ缶、牛乳パック、ペットボトル、発砲トレイ、古紙、インクカートリッジの回収を行っています。

(3) ごみの減量化・資源化の普及、PR活動

広報紙、啓発刊行物、ごみ収集カレンダー、ごみ分別収集の手引き等を住民に配布し、ごみの減量化・資源化、分別収集の促進等啓発に努めています。

また、平成25年度から30・10運動が開始され、食品廃棄物の削減に努めています。

第4節 処理・処分状況

1. 最終処分場

(1) 施設概要（サンクス BB）

本村の最終処分場は、近隣に福祉施設や果樹園等があるため、被覆型処分場を採用しており、周辺の景観を損なわないとともに、廃棄物の飛散や流出、臭気の拡散を防止し、浸出水発生量の制御できる等の利点を持っています。

本村の最終処分場は、平成 10 年度より第 1 期施設が供用を開始し、平成 18 年度に第 1 期施設が埋立完了となったため、平成 18 年度から第 2 期施設への埋め立てを行い、現在に至っています。

第 2 期施設の埋立開始当初は、松本クリーンセンターから発生する焼却灰及び飛灰処理物を埋立処分していましたが、平成 20 年度から焼却灰、平成 24 年度から飛灰処理物を県外搬出しており、焼却灰は資源化、飛灰処理物は処分と一部資源化を行っています。

現在は、埋立ごみ（ガラス屑・陶磁器類、家庭灰等）のみを埋立処分しています。

(2) 最終処分量

最終処分量の推移を表 2-4-1 に示します。平成 20 年度から焼却灰、平成 24 年度から飛灰処理物は県外排出しており、現在の最終処分量は、埋立ごみ（ガラス屑・陶磁器類、家庭灰等）のみとなっています。

最終処分率は、飛灰処理物の県外排出を開始した平成 24 年度に減少し、その後は概ね横ばいで推移しており、平成 27 年度の最終処分率は約 1.67%となっています。

表2-4-1 最終処分量の推移

(単位:t/年)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ごみ排出量	2,688.94	2,651.12	2,680.52	2,629.88	2,578.25
埋立ごみ	48.41	50.26	46.03	45.22	43.09
ガラス屑・陶磁器類	21.46	22.50	23.63	21.17	22.00
家庭灰	26.95	27.76	22.40	24.05	21.09
焼却残渣	122.28	-	-	-	-
焼却灰	-	-	-	-	-
飛灰処理物	122.28	-	-	-	-
最終処分量	170.69	50.26	46.03	45.22	43.09
最終処分率(%)	6.35	1.90	1.72	1.72	1.67

第5節 課題の抽出・整理

1. ごみ処理の評価

本村の主要な指標について、全国・県の実績値（平成26年度実績）との比較を表2-5-1に示します。

平成26年度、本村のごみ排出量と最終処分率は、全国平均又は長野県平均より、高い水準を維持していますが、リサイクル率については、全国平均及び長野県平均に達していません。

表2-5-1 平成27年度実績との比較

区 分	山形村		全国・県の実績値	
	平成27年度	平成26年度	全国	長野県
			平成26年度	平成26年度
ごみ排出量 (g/人・日)	805.44	821.01	947	838
リサイクル率 (%)	16.54	18.09	20.6	23.1
最終処分率 (%)	1.67	1.72	—	9.8

備考) 山形村 ごみ排出量=(年間収集ごみ量+年間直接搬入ごみ量)÷行政区内人口÷365日

山形村 リサイクル率=(年間資源物量+中間処理量)÷(年間収集ごみ量+年間直接搬入ごみ量)

山形村 最終処分率=(年間埋立ごみ量)÷(年間収集ごみ量+年間直接搬入ごみ量)

国の実績値は「環境省ホームページ 一般廃棄物の排出及び処理状況等(平成26年度)について」

長野県の実績値は「長野県ホームページ 長野県内の一般廃棄物排出量と処理状況」

また、本村のごみ処理システムについて、循環型社会形成及び経済性の観点から、全国の市町村から都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村（43件）を抽出した結果、本村の平成26年度ごみ処理実績は、類似都市のごみ処理実績と比べると「人口1人1日当たりごみ排出量」のみが0.835 kg/人・日と平均値0.774 kg/人・日より多い量となっています。

2. ごみ処理の課題

(1) ごみ排出量

本村の1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日) は、平成26年度時点で全国平均に対して126 (g/人・日)、県平均に対して17 (g/人・日) 少ない量となっていますが、類似市町村との比較（43件）で見ると、人口1人1日当たり排出量は、平均よりも多い量となっています。

1) 家庭系ごみ

本村の家庭系ごみ量は年々減少しています。しかし、減少している要因としては、近年の紙媒体利用の減少による紙類や民間事業者による小型家電、その他、古紙類、古木の回収といった資源物の減少によるところが大きく、家庭系ごみ量の約75%（過去5年の平均）を占める可燃ごみ量は過去5年間ほぼ横ばいで推移しています。そのため、家庭系ごみの可燃ごみの排出抑制に取り組んでいくことが必要です。

特に、本村では、生ごみを可燃ごみとして収集していることから、生ごみの水切りや

生ごみ処理機（容器）の購入助成制度をより普及・促進していくことが必要です。

2) 事業系ごみ

本村の事業系ごみ量は、近年の事業所やアパート等の集合住宅の増加に伴い増加傾向にあります。

そのため、事業者等に対し、ごみの排出抑制や分別の徹底を推進していく必要がります。また、飲食店等から出される生ごみ量を削減するために、30・10運動をより普及・推進していくことが必要です。

(2) 収集運搬

本村では、社会情勢の変動にあわせた収集運搬体制の見直しに向けた検討が必要です。

(3) 減量化・資源化

本村では、平成24年度に布類、蛍光管等を資源物として回収するなど、資源物を増やす対応を行ってきていますが、近年の紙媒体利用の減少や事業者による資源回収により、資源物の量が減少しています。その理由の1つとして、村民が利便性から資源物を民間事業者が行っている回収に出していることが挙げられます。そのため、村では事業者が回収している資源物の量の把握に努め、本村のごみ量を適正に把握することが必要です。

また、社会情勢の変化により、本村のごみ組成が変化していることが考えられます。今後の排出抑制や分別資源化の検討を行うための基礎資料として、現状のごみ組成を把握することが有効であることから、ごみ組成調査の実施について検討が必要です。

(4) 中間処理

中間処理は、松塩地区広域施設組合及び構成市村との連携を図りながら、適正な中間処理を行っています。平成25年3月には、可燃ごみ処理施設の長寿命化計画を策定し、平成40年度までの稼働を目指して、平成26年度から改良工事を行っています。

可燃ごみ処理施設及びリサイクルセンター等の中間処理施設は、今後も適正な中間処理を行っていくため、引き続き松塩地区広域施設組合の一員として計画的かつ効率的な維持管理を推進していく必要があります。

(5) 最終処分

最終処分場は、平成18年度より第2期施設への埋め立てを開始しています。現在は、埋立ごみ（ガラス屑・陶磁器類、家庭灰等）のみの埋立処分となっており、埋立期間が延長しています。そのため、埋立地の残余年数を把握し、適切な維持管理を行っていくことが必要です。

(6) その他

近年、大きな自然災害が各地で発生しています。大規模災害では、一時的に多量の廃棄物が発生するとともに、処理施設等への被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが、予想されます。そのため、災害時に発生した廃棄物を迅速に処理・処分するための体制等を検討する必要があります。

第3章 ごみ処理行政の動向

第1節 国の動向

1. 減量化目標等

国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく「廃棄物処理基本方針」の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定（見直し）された「循環型社会形成推進基本計画」（平成 25 年 5 月）では、取り組み目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定しています。

国の減量化目標等を整理して、表 3-1-1 に示します。

表3-1-1 国の減量化目標等

■国の減量化目標

区分	国の廃棄物処理基本方針	第三次循環型社会形成推進基本計画
基準年度	平成24年度	平成12年度
目標年度	平成32年度	平成32年度
排出削減	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 500(g/人・日)	ごみ総排出量(g/人・日)を 約25%削減(890g) ^{※1} 資源ごみ、集団回収量を除いた家庭系ごみ 量(g/人・日)を、約25%削減(490g) ^{※2} 事業系ごみ量(t/年)を、約35%削減
リサイクル率	約25%	—
最終処分量	約25%削減	—

注) 目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率

※1 (890g) : 平成12年度の全国平均ごみ総排出量1,185gを約25%削減した値

※2 (490g) : 平成12年度の全国平均654gを約25%削減した値

第2節 県の動向

平成 28 年 4 月に策定した「長野県廃棄物処理計画（第 4 期）」の中で、一般廃棄物の目標数値と取組指標を設定しています。

表 3-2-1 に長野県の目標数値、表 3-2-2 に取組指標を示します。

表3-2-1 目標数値

単位:(千t)

区分	H32年度 推計値	H32年度 目標値	H32年度 国目標値	備考
総排出量	634	588	599	国の基本方針による目標値よりも11千t多く削減

表3-2-2 取組指標

区分	単位	H25年度 実績値	H32年度 目標値	備考
一般廃棄物				
最終処分量	(千t)	58	51	
再生利用率	(%)	24.7	24.9	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	(g)	424	390	
産業廃棄物				
最終処分量	(千t)	81	78	
再生利用率	(%)	33.2	32.2	
その他				
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を調査したことがある市町村数	(市町村数)	2	9	H30年度目標値
家電リサイクル法の小売業者の「取引義務外品の回収体制を構築している市町村の割合	(%)	53	100	H30年度目標値
小型家電リサイクル法の使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	(%)	22	80	H30年度目標値

また、県民総参加によるごみ減量化として“チャレンジ 800”ごみ減量推進事業を市町村や教育関係機関等と連携して展開するとしています。

〈チャレンジ 800 とは〉

全ての県民が参加するごみ減量の取組を広げ、しあわせ信州創造プランで掲げる「県民 1 人 1 人当たりの一般廃棄物の排出量 800g 以下」を達成しようとしています。

第4章 ごみ処理基本計画の基本方針の策定

第1節 ごみ処理に係る理念

1. ごみ処理の基本方針

近年、私たちの暮らしは豊かになり、ライフスタイルや価値観の多様化にあわせて、ものづくりもより高度化、複雑化し、様々なものが生産されるとともに廃棄されています。

こうした中で、村には、村民の快適で衛生的な生活を維持・向上すべく、区域内で発生するごみを適正に処理するための計画を策定するとともに、適切な処理体制を構築し、確実に処理・処分を実施することが求められています。

一方、かつての大量に生産、消費、廃棄する経済社会から脱却し、天然資源の消費を抑制する循環型の社会を実現するためには、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を推進し、環境負荷の軽減や、資源・エネルギーの有効利用に努めることが重要です。

また、人口減少や高齢化の進行といった社会情勢の変化に対応し、ごみ処理を効率的かつ安定的・継続的に実施できる体制づくりを図る必要があります。

このような状況を踏まえ、本村では、村・村民・事業者の三者が協働して循環型社会の実現に向けて一体となって取り組んでいくものとし、以下の基本方針に沿った施策を展開します。

(1) ごみの発生抑制の推進

ごみになるものは、「つぐらない」・「売らない」・「買わない」ことがごみの発生を抑制することになります。そこで、村では、村民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識啓発を行うとともに、主体的な協力を強く働きかけていきます。

(2) ごみの排出抑制・分別の推進

発生したごみについては、可能な限り家庭や事業所内で減量化・再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し、店頭回収、法定リサイクル(家電・パソコン)、資源分別回収事業及び分別収集等を推進していきます。

(3) 循環型処理及びエネルギー有効利用の推進

ごみとして排出されたものは、リサイクルを前提とした循環型処理を行うとともに、処理過程で発生する熱エネルギー等の有効利用を推進していきます。

(4) 環境に配慮した適正処理の推進

収集・運搬、中間処理及び最終処分の各段階において、環境への負荷を極力低減するとともに、ごみの適正処理を推進していきます。

(5) 適正処理体制の構築

効率的な収集・運搬及び施設の健全な維持管理を実施することにより、安定的・継続的

な適正処理体制を構築するものとします。

第2節 目標値の設定

1. 国の目標値

平成 28 年 1 月に定めた廃棄物処理基本方針では、1 人 1 日当たり家庭系ごみ（資源物・集団回収を除く）排出量の目標値を『平成 32 年度において 500（g/人・日）』とされています。

また、平成 25 年 5 月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画では、一般廃棄物の減量化（目標を設定する指標）として、『1 人 1 日当たりごみ排出量を平成 12 年度比で約 25%減（890（g/人・日））』とする減量の取組を展開しています。

2. 県の目標値

長野県では、平成 26 年度実績で全国都道府県において、1 人 1 日当たりごみ排出量が 1 位となっています。

このことを踏まえて、平成 28 年 4 月に策定された長野県廃棄物処理計画（第 4 期）では、1 位を維持するために、更なる削減を行うものとして『1 人 1 日当たり排出量を平成 32 年度で 795（g/人・日）』とする減量の取組を展開しています。

3. 本村の目標

本村の目標値は、国及び県の目標値及び取組を考慮して設定するものとし、前項で示した 5 つの基本方針に沿った施策を展開していくことにより、以下のとおり設定します。

■ 1 人 1 日当たりごみ排出量を中間目標年次の平成 33 年度に 800（g/人・日）以下とします。

なお、中間目標年次の平成 33 年度に目標値の達成状況の確認を行い、必要に応じて、計画目標年次の平成 38 年度に向けて目標値の見直しを行います。

第5章 ごみ排出量の見込み

計画ごみ量の予測結果を表 5-1-1、図 5-1-1 に示します。

1 人 1 日あたりごみ排出量は、中間目標年次の平成 33 年度で 793.38 (g/人・日)、計画目標年次の平成 38 年度で 783.98 (g/人・日) となります。

表5-1-1 計画ごみ量の予測結果

区 分	単位	実績値		
		H27	H33(中間目標年次)	H38(計画目標年次)
行政区域内人口	(人)	8,746	8,641	8,546
家庭系(委託)				
可燃ごみ	(t)	1,219.00	1,092.34	1,047.83
破碎ごみ	(t)	4.65	4.41	4.24
埋立ごみ	(t)	43.09	40.84	39.24
ガラス類・陶磁器類	(t)	22.00	20.85	20.04
家庭灰等	(t)	21.09	19.99	19.21
資源物	(t)	218.37	206.98	198.88
容器包装プラスチック	(t)	26.54	25.16	24.17
金物類	(t)	29.16	27.64	26.56
アルミ	(t)	2.18	2.07	1.99
その他	(t)	26.98	25.57	24.57
ペットボトル	(t)	4.27	4.05	3.89
紙類	(t)	106.19	100.65	96.71
新聞	(t)	39.65	37.58	36.11
雑誌	(t)	53.99	51.17	49.17
段ボール	(t)	12.55	11.90	11.43
ガラスびん	(t)	43.23	40.98	39.37
ビン 白	(t)	17.40	16.49	15.85
ビン 茶	(t)	14.92	14.14	13.59
ビン その他	(t)	10.91	10.34	9.94
乾電池・蛍光管等	(t)	2.09	1.98	1.90
布類	(t)	6.89	6.53	6.28
合計	(t)	1,485.11	1,344.57	1,290.20
事業系			0.00	0.00
事業系(許可)	(t)	936.84	1,069.77	1,069.77
可燃ごみ	(t)	936.84	1,063.24	1,063.24
粗大ごみ	(t)	0.00	6.53	6.53
事業系(役所)	(t)	90.09	25.19	25.19
可燃ごみ	(t)	82.74	21.41	21.41
粗大ごみ	(t)	7.35	3.78	3.78
産廃・木くず	(t)	0.00	0.00	0.00
計	(t)	1,026.93	1,094.96	1,094.96
家庭系	(t)	66.21	62.76	60.30
可燃ごみ	(t)	46.82	44.38	42.64
破碎ごみ	(t)	1.94	1.84	1.77
粗大ごみ	(t)	17.45	16.54	15.89
小計			0.00	0.00
可燃ごみ	(t)	1,066.40	1,129.03	1,127.29
破碎ごみ	(t)	1.94	1.84	1.77
粗大ごみ	(t)	24.80	26.85	26.20
合計	(t)	1,093.14	1,157.72	1,155.26
合計				
家庭系ごみ	(t)	1,551.32	1,407.33	1,350.50
家庭系ごみ原単位	(g/人・日)	484.63	446.21	432.95
家庭系ごみ(資源物を除く)	(t)	1,332.95	1,200.35	1,151.61
家庭系ごみ(資源物を除く)原単位	(g/人・日)	416.41	380.58	369.19
事業系ごみ	(t)	1,026.93	1,094.96	1,094.96
事業系ごみ原単位	(t/日)	2.81	3.00	3.00
合計				
可燃ごみ	(t)	2,285.40	2,221.37	2,175.13
破碎ごみ	(t)	6.59	6.25	6.00
粗大ごみ	(t)	24.80	26.85	26.20
資源物	(t)	218.37	206.98	198.88
埋立ごみ	(t)	43.09	40.84	39.24
ごみ排出量	(t)	2,578.25	2,502.29	2,445.46
1人1日当たりごみ排出量	(g/人・日)	805.44	793.38	783.98

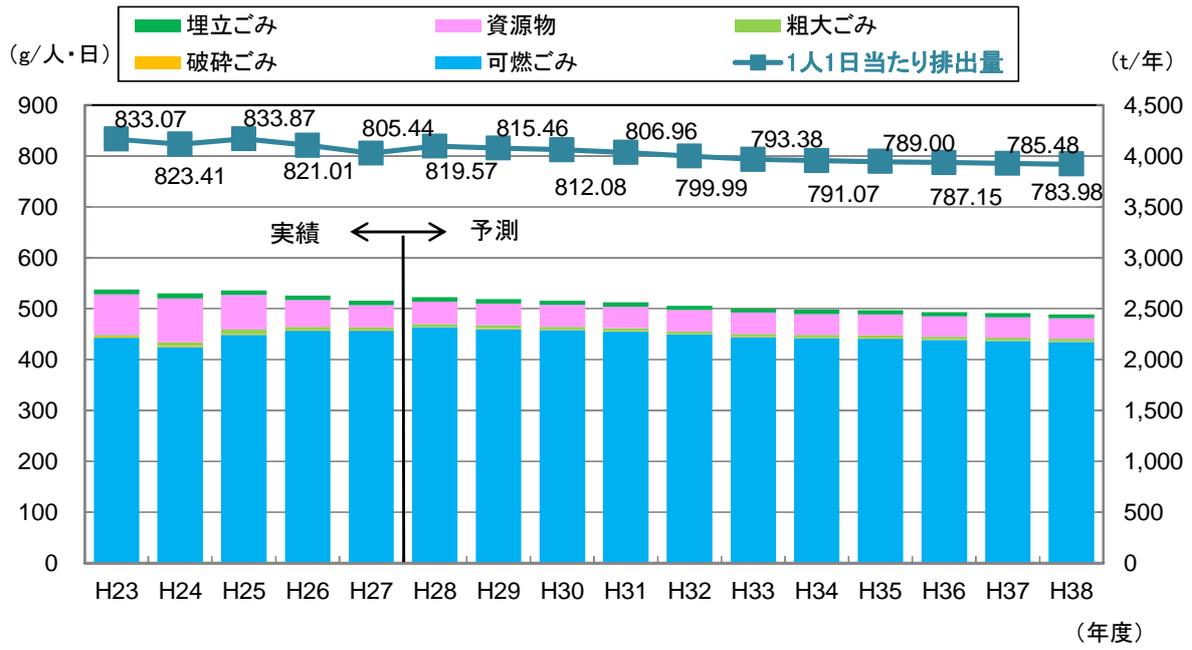


図5-1-1 ごみ排出量の予測推移

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 排出抑制・分別収集計画

1. 発生抑制のための方策

(1) 意識啓発

無駄なものを買わない、ものを大切にし、長く使用する、使い捨て品の使用を抑制するなどの意識啓発を図ります。

(2) 環境教育の充実

村民、事業者に対し、ごみの発生の状況を適時わかりやすく発信していくとともに、身近な題材や体験する機会を提供することで、ごみの発生を抑制する生活様式への誘導を図ります。

2. 排出抑制のための方策

(1) 家庭系ごみの削減

1) 生ごみの水切りの徹底

可燃ごみとして扱われる生ごみについて、村民に対し生ごみの水切りの徹底を促し、生ごみの減量を推進していきます。

2) 生ごみ処理機の助成制度の活用

生ごみ処理機の購入助成を活用し、自家減量を推進していきます。また、助成制度の普及に努めます。

(2) 事業系ごみの排出抑制

1) 分別の徹底

事業者に対し、分別の徹底を促し、ごみの排出抑制を推進していきます。

2) 30・10運動の普及促進

30・10運動の普及・促進に努め、食品ロスを減らします。

(3) 容器包装廃棄物等の排出抑制

レジ袋削減のために村民にマイバッグ利用の促進を図ります。また、事業者には、過剰包装を抑制するなど環境負荷の軽減に向けて取組よう呼びかけ、容器包装廃棄物の減量・資源化を推進します。

(4) ごみ量等の把握

本村から発生する全体ごみ量の把握に努めます。各地区や事業関係者に対してヒアリングを行い、ごみの排出状況をより正確に把握していきます。また、必要に応じてごみ組成分析の実施に向けて検討を行っていきます。

3. 分別収集のための方策

(1) 分別強化

可燃ごみに含まれている資源物として回収できるものは資源物として分別するよう各地区や事業関係者との調整を行いながら分別の徹底を図ります。

村民が分別方法を把握できるように、ごみの分別辞典を改訂し、村ホームページのアクセスしやすい場所に掲載するよう努めていきます。

また、新規店舗を開業する事業関係者に対しては、分別方法の指導を強化していきます。

(2) せん定枝について

資源物として扱うことのできる仕組みについて検討していきます。

(3) 分別回収活動への協力

本村学区域の小中学校や住民ボランティアが実施しているごみの減量化・資源化活動に協力していきます。

(4) 分別強化のための説明会等の開催

各地区との調整を図りながらごみ分別状況に合わせ、ごみ分別の説明会等を開催していきます。

(5) メーカー等によるリサイクル

エアコン、テレビ（液晶・プラズマ含む）、電気冷蔵庫、冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機などの家電リサイクル法対象機器やパーソナルコンピュータ等、メーカー等による廃棄物のリサイクルシステムが構築されているものについては、引き続き村民への啓発及び運用を促進していきます。

4. 3Rの促進

村民及び事業関係者に対し、3Rを積極的に実践していくように促し、4R、5Rの考えを広めていきます。

5Rについて以下に示します。

○Reduce（リデュース）：使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること

○Reuse（リユース）：使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること

○Recycle（リサイクル）：再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること

○Refuse（リフューズ）：マイバッグを持参してレジ袋を断るよう、不要なものや余計なものはもらわないこと

○Repair（リペア）：壊れたものを修理して、大切に長く使うこと

第2節 収集・運搬計画

1. 計画の目標

収集・運搬はごみ処理事業における村民との接点です。村民へのサービスの向上に努めるとともに、多様化するごみ質に対しては、村民の意見を踏まえながら、収集・運搬体制の効率化に努めていきます。

2. 収集・運搬のための方策

(1) 分別収集区分

分別区分は、引き続き可燃ごみ（生ごみ）、資源物（金物類、ペットボトル、紙類、ガラスびん、乾電池、蛍光灯等、布類）、破碎ごみ、埋立ごみ（ガラス・陶磁器類、家庭灰等）、粗大ごみの5分別14種類とします。

分別区分については、社会情勢等に合わせ、必要に応じて検討及び見直しを行います。

(2) 収集運搬

収集運搬は、現行どおりとします。

収集運搬は、地域住民の意見を聞きながら、社会情勢等の状況に合わせた収集・運搬体制となるように検討していきます。

第3節 中間処理計画

1. 計画の目標

中間処理は、搬入されたごみをその性状に適した処理方法で衛生的かつ安全に、適正に処理していくものとします。

2. 適正処理のための方策

(1) 適正処理

本村で排出されたごみは、引き続き松塩地区広域施設組合で管理している可燃ごみ処理施設、リサイクルプラザ、容器包装プラスチックリサイクル施設で中間処理を行います。

中間処理は、松塩地区広域施設組合の一員として他の構成市村との連携を図りながら、適正な中間処理を行っていきます。

(2) 施設管理

松塩地区広域施設組合では平成25年3月に長寿命化計画を策定し、可燃ごみ処理施設を平成40年度まで稼働させるとしています。

本村では、松塩地区広域施設組合の構成市村の一員として、構成市村との連携を図りながら、今後も引き続き施設を計画的かつ効率的に維持管理していくように努めます。

第4節 最終処分計画

1. 計画の目標

排出、収集・運搬、中間処理段階で、最終処分量の減量化・減容化に努め、安全かつ衛生的な埋立処分を行います。

2. 最終処分の方策

(1) 焼却残渣の資源化

松本クリーンセンターから発生する焼却灰及び飛灰処理物は、引き続き県外に搬出し、焼却灰は資源化、飛灰処理物は処分と一部資源化を行い、サンクス BB 第 2 期施設には、埋立ごみを埋立処分します。

(2) 埋立ごみの削減

サンクス BB 第 2 期施設を長期間利用していくために、村・村民・事業者が一体となり、ごみの発生抑制及び排出抑制を行い、最終処分量の削減に努めます。

(3) 施設管理

周辺環境に十分配慮するとともに、定期的に水質検査を実施し、サンクス BB の適正な維持管理を行います。

本村が管理するサンクス BB（第 2 期施設）は、埋立開始当初、松本クリーンセンターから発生する焼却灰及び飛灰処理物を埋立処分していましたが、平成 20 年度から焼却灰、平成 24 年度から飛灰処理物を県外搬出し、焼却灰は資源化、飛灰処理物は処分と一部資源化しています。現在、サンクス BB（第 2 期施設）には、埋立ごみ（ガラス屑・陶磁器類、家庭灰等）のみが埋立処分されています。

1) 残余容量の把握

埋立量の減少から、サンクス BB（第 2 期施設）の埋立期間は延長しています。そのため、埋立地の残余年数を把握し、適切な維持管理を行っていきます。

2) 最終処分場延命化検討

最終処分場延命化基本構想を策定し、今後も安定した埋立処分を行っていく際の留意点等を整理するとともに、サンクス BB（第 2 期施設）の延命化対策の検討を進めていきます。

第5節 その他関連方策

1. 危機管理体制の整備

大規模な地震や水害等の災害時には、一時的に村内でのごみ処理が不可能となる場合や大量の災害廃棄物の発生が想定されます。さらに、災害発生時においても、円滑に廃棄物を処理し、地域の衛生状態の維持に努める必要があります。

そのため、災害時に発生した廃棄物を迅速に処理・処分するための体制等の構築に努めていくとともに、近隣自治体との連携等についても検討していきます。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているか適宜確認を行います。また、中間目標年次は、数値目標の達成状況などについて、進行管理を行います。

第7章 方策を講じた場合のごみ排出量の推移

家庭系ごみ量の予測結果（施策有無の比較）を図 7-1-1、事業系ごみ排出量の予測結果（施策有無の比較）を図 7-1-2、ごみ排出量の予測結果を図 7-1-3 に示します。

前述した方策を実施することにより、計画目標年次の平成 38 年度で年間約 60t 削減、事業系ごみ排出量は、約 36t 削減、ごみ排出量は約 100t 削減となります。

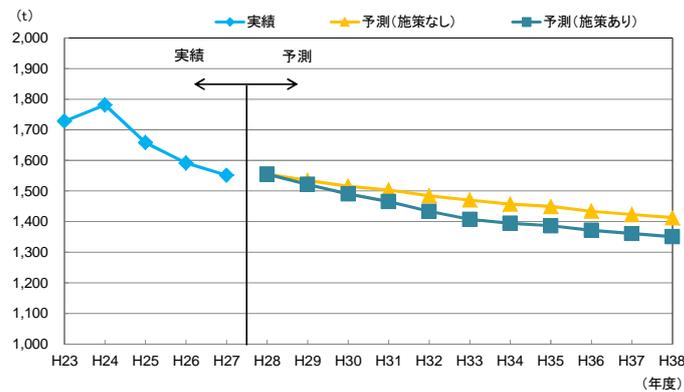


図 7-1-1 家庭系ごみ量の予測結果（施策有無の比較）

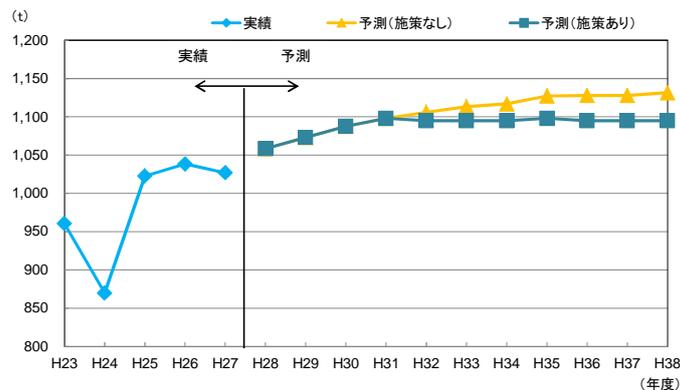


図 7-1-2 事業系ごみ量の予測結果（施策有無の比較）

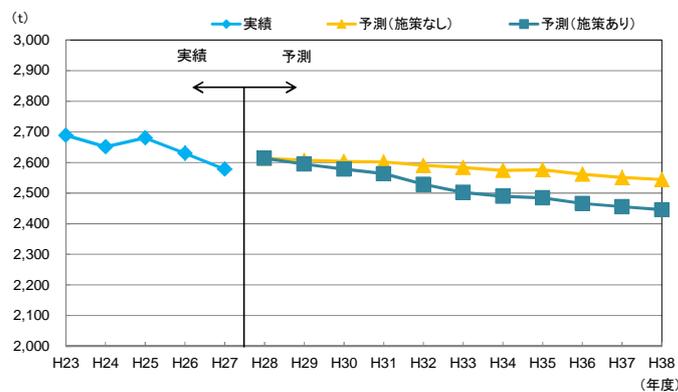


図 7-1-3 ごみ排出量の予測結果（施策有無の比較）